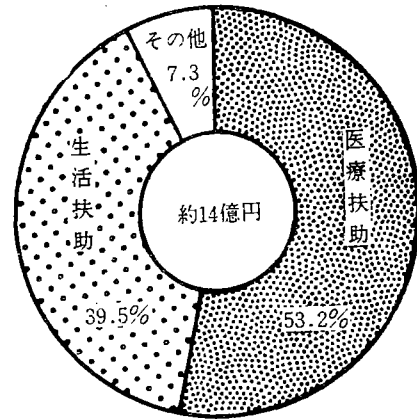


### 84. 社会福祉関係法による保護状況

社会の谷間にある人達の社会復帰を目的とした、社会福祉制度に、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法等がある。

なかでも生活保護法による適用者が特に多く、昭和39年の保護人員、約2万2千人に対し約14億円の保護費が支給されている。保護人員は、昭和27年を最高に逐年減少し、昭和39年の保護率（人口1,000人につき）は8.6人と、急激に減少している。保護費の内訳をみると、医療扶助が最も高く53.2%、ついで生活扶助39.5%、その他7.3%となっている。児童福祉法適用による施設収容人員は、40年3月末現在において約2万2千人に達し、そのうちの92.5%が保育所関係である。国民年金法のうち福祉年金は給付実人員約9万人で、給付額は10億円にのぼり、その84.1%が養老年金給付である。

生活保護費の構成  
(昭和39年度)



年 度	生 活 保 護 法							保 護 率 (人口 1000人 につき)
	平 均 被 保 護 世 帯 数	平 均 被 保 護 人 員	保 護 費 (100万円)				保 護 率 (人口 1000人 につき)	
			計	(うち) 生活扶助	(うち) 医療扶助	(うち) 教育扶助		
昭和30年	12 304	32 301	720	238	431	29	14.6	
35	11 130	28 052	973	303	600	29	12.2	
36	10 693	27 342	1 159	405	657	40	11.9	
37	10 605	24 819	1 189	449	621	40	10.8	
38	9 901	23 387	1 247	499	640	42	9.4	
39	9 000	21 615	1 388	548	739	42	8.6	
	児 童 福 祉 法		身 体 障 害 者 福 祉 法		国 民 年 金 法			
	施設収容人員	児 童 措 置 費 (100万円)	身 体 障 害 者 手 帳 規 規 交 付 数	更 生 援 護 取 扱 実 人 員	福 祉 年 金			
					給 付 実 人 員	給 付 額 (100万円)	(うち) 養 老 年 金 給 付 額	
昭和35年	(144)10 992	158	1 280	9 505	73 981	839	702	
36	(148)18 813	369	1 082	10 951	75 057	830	685	
37	(137)12 585	332	1 219	11 556	86 596	846	689	
38	(123)19 976	590	948	12 502	87 708	1 013	839	
39	(124)21 133	720	1 324	15 971	89 938	1 038	873	

厚生課，国民年金課調 注) ( ) は母子寮の世帯数で施設収容人員には含まない。